

## 令和7年度岡山市・瀬戸内市観光連携事業（シンポジウム及びバスツアー）プロモーション委託業務仕様書

### 1 委託事業名

令和7年度岡山市・瀬戸内市観光連携事業（シンポジウム及びバスツアー）プロモーション委託業務

2 委託期間 契約締結日から令和8年3月19日（木）まで

### 3 事業目的

岡山市・瀬戸内市観光連携事業（岡山市及び瀬戸内市に共有する観光資源を活かし、両市における観光客の周遊を促進することを目的とした事業）において、宇喜多家に関する理解を深めるためのシンポジウム及びバスツアーを実施するに当たり、それぞれの参加者を広く募るためのプロモーション業務を委託することにより、事業の円滑な実施を図る。

### 4 シンポジウムの概要

- (1) 日時：令和8年2月7日（土）  
16時～17時30分（15時30分開場）
- (2) 場所：体験学習施設百花プラザ 多目的ホール（客席数561席）  
岡山市東区西大寺南1丁目2-3
- (3) 内容：パネリストは、歴史好き芸人ユニット「ロクモンジャー」及び有識者（岡山市歴史調査専門監及び岡山城学芸員）で構成予定。ロクモンジャーが実施している「歴史ライブ」を拡張した「歴史ライブ in Okayama」を想定。進行は主にロクモンジャーが行う。
- (4) 運営主体：岡山市・瀬戸内市観光連携事業実行委員会事務局

### 5 バスツアーの概要

- (1) 日時：令和8年2月7日（土）～8日（日）
- (2) 場所：岡山市及び瀬戸内市の宇喜多家ゆかりの地  
（別添のスケジュール案参照）
- (3) 内容：歴史に興味のあるライト層を対象とした、ロクモンジャーと行く、宇喜多家の光芒を学ぶバスツアー。
- (4) 運営主体：バスツアー受託業者

## 6 シンポジウム及びバスツアーの関係

シンポジウムは、バスツアーの行程の一部として組み込んでいるが、シンポジウムにはバスツアー参加者以外にも参加することができることとする。

## 7 委託業務の内容

- ・シンポジウム及びバスツアーの参加者を広く募るためのプロモーションを実施する。
- ・シンポジウム及びバスツアーのメインターゲットは、歴史に興味のあるライト層とする。
- ・ロクモンジャーは全員（6名）が参加する予定としているが、欠員が発生する可能性があることも併せて周知すること。
- ・シンポジウムの参加者数の目標は、150名とする。また、バスツアーの申込者数の目標は50名とする。（実際の参加者数、申込者数による契約金額の変更は行わない。）
- ・プロモーションの方法は、ポスターやチラシなどの紙媒体やSNSなどのデジタル媒体など、幅広く県内外の方を誘引する、効果的な方法を提案すること。
- ・プロモーションの方法として、チラシを作成しない場合は、委託者が行うチラシの作成に、データ提供など、協力すること。
- ・プロモーションの方法として、SNSを活用する場合は、閲覧数などによりプロモーションの方法を最適化して実施すること。
- ・シンポジウムのプロモーションは、シンポジウム開催日までプロモーションの効果が発揮される方法とすること。
- ・バスツアーのプロモーションは、ツアー申込期限までプロモーションの効果が発揮される方法とすること。（ツアー申込期限は、別途連絡する。）
- ・プロモーションに必要な、ロクモンジャーに係る素材は、委託者から提供する。
- ・プロモーションは、その内容を委託者が了承した後、実施すること。
- ・シンポジウムは、参加料無料で、事前申込による参加ではなく、当日参加とする。
- ・現時点でのバスツアーのスケジュール案は別添のとおり。バスツアーの企画及び実施は、別途業務委託を行うこととしていることから、バスツアーの詳細についてはバスツアー企画・実施事業者等から提供する。
- ・プロモーションの実施に当たっては、工程表を作成すること。
- ・本仕様書に明示していない事項で、本業務の実施に必要と認められる事項に

については、委託者と協議の上、受託者が実施すること。

- ・プロモーション内容等に変更が生じた場合は、委託者と協議の上、対応すること。

## 8 契約に関する条件等

### (1) 業務の履行に関する措置

- ・委託者は、本業務（再委託した場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。
- ・受託者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に委託者に書面で回答しなければならない。

### (2) 秘密保護・個人情報保護

- ・受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、瀬戸内市個人情報保護法施行条例を遵守しなければならない。再委託範囲に個人情報の取扱が含まれるときは、再委託先との間で、個人情報保護に関する適切な体制を確保すること。

### (3) 権利の帰属

- ・受託者は、委託の目的物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条、第28条に定める権利を含む。)を、当該委託の目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。
- ・受託者は、委託の目的物が著作物に該当する場合において、委託者並びに委託者から正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し、著作者人格権(公表権、氏名、表示権、同一性保持権)を行使しない。
- ・受託者は、委託の目的物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該委託の目的物を使用又は複製し、また、「(2) 秘密保護・個人情報保護」の規定にかかわらず当該委託の目的物の内容を公表することができる。
- ・受託者は、委託で製作する目的物(広報媒体等)に第三者が権利を保有する素材(タレント等の著名人、キャラクター、音楽等)を使用する場合には、受託者の負担により委託者と当該第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。
- ・受託者は、委託の目的物が、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標

権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益を侵害するものでないことを保証する。

- ・委託の目的物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。
- ・受託業務を再委託する場合、事前に再委託範囲及び再委託先を委託者に提示しその承認を得ること。再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。

#### (4) 損害の賠償について

- ・本業務遂行中に受託者が委託者若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに委託者にその状況及び内容を書面により報告し、委託者の責に帰すべき事由によるものを除き、すべて受託者の責任において処理解決するものとする。

#### (5) その他

- ・特別な事情が生じた場合は、協議の上、委託条件等を変更できるものとする。

### 9 提出書類等

- ・受託者は、委託契約締結後、工程表、下請負通知書（本業務の一部を再委任する場合に限る。）、その他委託者の指示する図書を提出すること。
- ・受託者は、委託業務完了後、委託業務完了通知書、実施報告書を提出すること。

### 10 その他

- ・業務の実施にあたっては、委託者及び関係機関と適宜協議を行い、十分に調整して行うこと。
- ・本仕様書に明示していない事項で、本業務の実施に必要と認められる事項については、委託者と協議の上、受託者の責任において実施すること。